

プレスリリース

2013.03.28

登録販売者試験に伴う実務経験証明書不備に関する再発防止策

このたびは登録販売者試験に伴い、実態に適合しない実務経験証明書を発行した事実に関して、多くのお客様をはじめ関係各位に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。弊社では、本事案について社内調査に加え、外部の専門家を含む調査チームによる調査を実施しました。その結果に基づき、再発防止策をまとめましたのでご報告いたします。

1. 事案の概略

弊社が過去に実務経験証明書を発行し、同試験に合格した弊社従業員（当時）のうち 222 名について、同試験の受験資格として必要な実務経験を満たしていることを証明することができず、結果的に、その方々について実態に適合しない実務経験証明書を発行していたことが判明しました。

2. 調査の方法

昨年 11 月より、外部法律事務所に所属する 3 名の法律家（下記）で構成された調査チームが、登録販売者試験の受験者、店長・マネージャー及び本部担当者約 250 名への聴き取り調査と関係資料の精査を実施しました。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所（角山一俊弁護士 河田好平弁護士 石井昭仁弁護士）

3. 弊社が実態に適合しない実務経験証明書を発行するに至った主な原因

(1) 諸条件の不正確な理解

2006 年改正薬事法による新資格制度の導入に際して、会社として、受験資格及び実務経験証明書発行に必要な諸条件に関する正確な理解が不十分なまま、弊社従業員（当時）の受験準備を行っていました。

(2) 不十分なチェック体制 会社として、受験者個人に関する実務経験証明書発行に必要な諸条件が充足されていることを複数の部署が詳細に精査する体制作り及び牽制システムの整備が十分ではありませんでした。

4. 再発防止策

(1) 諸条件を正しく理解させるための方策－継続的トレーニングの実施 2013 年 4 月より、全対象店舗及び店舗運営本部・人財部を始めとした本部関係部署に対して、登録販売者試験の受験資格を含め、登録販売者育成や薬売場に関する知識を周知徹底させるためのトレーニングを継続的に実施していきます。

(2) チェック体制を十分に機能させるための方策

1) 新ツールの導入 「個人別勤務結果表」（注 1）に加え、「従事記録書」を新たに導入し、薬売場での従事記録として勤務時間と勤務内容が管理者により毎日記録・保管されるようにいたします。

（注 1）「個人別勤務結果表」は出退勤の記録に基づき、月内での出勤状況が記録されるものです。

2) 組織構造の改革 ＊店舗運営においては、店長のレポートライン下にいた管理薬剤師（または管理登録販売者）を、薬事に関しては店長の上席者にダイレクトレポートする立場とすることで、薬事に関する独立した組織体制を整備し、管理薬剤師（または管理登録販売者）の薬事に関する責任を明確化しました。

＊登録販売者育成に関して、店舗及び本部双方を統括管理し、以下の役割を担う組織として、「薬局・店舗販売者育成事務局」を店舗運営本部内に設置しました。

- ・受験者情報の一元管理
- ・各受験者の実務経験取得状況の把握
- ・薬売場に対する理解浸透のためのトレーニングの実施

＊店舗運営本部、人財部、ファーマシードラッグ部の 3 部署にて、実務時間、在籍状況、実務内容を確認の上、実務経験証明書を発行するものとなりました。

弊社では、実態に適合しない実務経験証明書を発行するに至った主な原因が上記 3 記載の 2 点、とりわけ「諸条件の不正確な理解」が根本的な原因であったと考えられることを真摯に受け止め、法令遵守の更なる周知徹底を行ってまいります。今後のお客様をはじめ関係各位の信頼を損なうことのないよう、従業員一人ひとりの倫理意識の向上に、全力を挙げて取り組んで参ります。

以上